

青森県報

第二千五百八十一号

平成十八年
一月二十三日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	(同)	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	一
救急病院の設置	(医療薬務課)	二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(団体経営改善課)	二
青森県都市計画法施行条例第三条第一項の規定による土地の区域の指定	(建築住宅課)	二
証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更	(出納課)	二
右 同	(同)	三
公 告		
土地区画整理組合の理事の退任	(都市計画課)	三
教育委員会		
教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法の一部改正	(義務教育課)	四

告

示

青森県告示第三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定期月日
番町眼科	八戸市大字番町二五 名久井サンポー トビル二階	平成十七・一

青森県告示第三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	土手町薬剤師薬局	弘前市大字土手町一八一の	平成十七・一
変更後	弘前市薬剤師薬局土手町	弘前市大字大町三丁目一〇の五	"
変更前	津軽薬剤師薬局		
変更後	弘前市薬剤師薬局津軽		

青森県告示第三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 やがわ歯科医院 薬局グリーン・ファーマシイ	所在地又は住所 弘前市大字城西四丁目一の二三 八戸市柏崎三丁目一三の二五	廃止年月日 平成一七・一〇・三十一 一七・一一・一〇
------------------------------------	--	----------------------------------

青森県告示第四十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十八年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称 南部町国民健康保険 名川病院	所 在 地 三戸郡南部町大字平字虚空 蔵二九	認定の有効期限 平成二十一年一月二十二日
--------------------------	------------------------------	-------------------------

青森県告示第四十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十八年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）

下北郡大間町大字奥戸字新釜七の四 佐々木 正徳

下北郡大間町大字奥戸字材木川目二六の一 和田 健一

区 域

奥戸区域
うち乙の地区
大間町大字奥戸字材木川、字八森、字材木川目、字新釜及び字材木の区域

区 分

総トン数十トン未満の漁船により行なう漁業者が、乙の地区の者が行う漁業

青森県告示第四十二号

青森県都市計画法施行条例（平成十五年三月青森県条例第九号）第三条第一項の規定により土地の区域を次のとおり指定したので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第十条第三項の規定により告示する。

平成十八年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定年月日

平成十八年一月十六日

二 指定した土地の区域

上北郡六ヶ所村大字出戸字前田、字棚沢、字岡畑、大字尾駸字二又、字穴沢、字前田、字川向、字野附、大字鷹架字向田、字後川目、字久保ノ内、字前田、字田ノ沢、大字倉内字切揚場、字前谷地、字谷地通、字家ノ上、字前田及び大字平沼字久保の各一部

青森県告示第四十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 1 売りさばき人の住所及び名称

平川市中佐渡南田五四の二

尾上りんご商業協同組合

2 変更内容

(一) 変更前の住所及び売りさばき場所

南津軽郡尾上町大字中佐渡字南田五四の二

(二) 変更後の住所及び売りさばき場所

平川市中佐渡南田五四の二

二 1 売りさばき人の住所及び名称

平川市本町西宮一三六の一

平賀りんご商業協同組合

2 変更内容

(一) 変更前の住所及び売りさばき場所

南津軽郡平賀町大字本町字西宮一三六の一

(二) 変更後の住所及び売りさばき場所

平川市本町西宮一三六の一

三 1 売りさばき人の住所及び名称

平川市柏木町東田九一

株式会社平賀自動車学校

2 変更内容

(一) 変更前の住所及び売りさばき場所

南津軽郡平賀町大字柏木町字東田九一

(二) 変更後の住所及び売りさばき場所

平川市柏木町東田九一

四 1 売りさばき人の住所及び名称

三戸郡南部町大字斗賀字上平一三の三三二

名川町商工会

2 変更内容

(一) 変更前の住所及び売りさばき場所

三戸郡名川町大字斗賀字上平一三の三三二

(二) 変更後の住所及び売りさばき場所

三戸郡南部町大字斗賀字上平一三の三三二

青森県告示第四十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

平川市本町西宮二一八の一

葛西 金光

二 変更内容

1 (一) 変更前の住所

南津軽郡平賀町大字本町字西宮二一八の一

(二) 変更後の住所

平川市本町西宮二一八の一

2 (一) 変更前の売りさばき場所

南津軽郡平賀町大字本町字北柳田二二の一

(二) 変更後の売りさばき場所

平川市本町北柳田二二の一

公 告

土地区画整理組合の理事の退任

青森市浜田土地区画整理組合から、次の理事が退任した旨の届出があったので、公告する。

平成十八年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	角田 満男
住所	青森市幸畑五丁目八の七

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第二号

平成十三年十月二十六日青森県教育委員会告示第十二号（教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法）の一部を次のように改正する。

平成十八年一月二十三日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

別表（十三）中「学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号」を「短期大
校士の称号」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目一
番七七号 東奥印刷株式会
社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭